

福井県知事杉本達治様

オール福井反原発連絡会
原子力発電に反対する福井県民会議
福井から原発を止める裁判の会
サヨナラ原発福井ネットワーク
原発住民運動福井・嶺南センター
原発問題住民運動福井連絡会
福井の老朽原発訴訟の会

老朽原発の運転延長、新增設など原子力政策についての申し入れ

日頃より住民の命と健康を守り、暮らしの向上をはかるためご尽力されていることに敬意を表する。

さて、東京電力福島第1原発事故からまもなく12年。今年も、私たちも参加する、「3・11 さよなら原発福井県集会 in ふくい」がユー・アイふくいで開催される。福島では、いまだに多くの住民が故郷に戻ることができず、生業の再建、地域の復興にはほど遠い状況である。にもかかわらず、岸田政権は、「脱炭素」「グリーントランスフォーメーション」(GX)を口実に、原発の運転期間の上限を事実上撤廃し、新增設するなどの方針を、国民的議論もないまま閣議決定。開会中の通常国会で、関連5法案を強行しようとしている。しかし、政府が2023年の夏から冬以降に再稼働させる目標を設定した5原発7基(高浜1、2号、島根2号、柏崎刈羽6、7号、女川2号、東海第2号)についてすら、目標通り再稼働できる可能性はほぼないと見られている。

また、関西電力(以下、関電)の美浜原発3号機が立地する美浜町の住民を対象にしたアンケート調査(2022年6月)では、新增設や40年超えの老朽原発の再稼働には、回答の6割以上が反対、7割以上が不安としている。さらに、避難計画の問題で行った同アンケート調査(2022年9月)では、大事故が起きたとき計画通り避難できないと答えた方が6割にのぼり、将来避難先から故郷に帰れるかの問いに、5割の方が「2度と帰られない」と回答している。

こうした県民の意思を無視して、福井県議会は今期最後の定例会初日の2月8日、「原子力政策の着実な推進を求める意見書」(議員提案)を採択。「次世代革新炉の開発・建設を早期に具体化すること」や「何基新設する必要があるのか」など明確にするよう、国に求めている。また、60年超えの老朽原発の運転推進について、同議会で貴殿は、「(国は)追加的な延長を認めている」とした上で、「地元の安全・安心に資するものと」と評価しているが、県民の理解は得られていない。

それどころか関電はこの間、地元の安全・安心に資するどころか、高浜 4 号機の制御棒落下事故による原子炉トリップをはじめ、短期間にいくつもの事故を繰り返している。よって関電に、原子炉を安全に運転する資格はないことは明らかである。

私たちは、県民の命と暮らしを守る立場から、次の諸点を申し入れる。

1、美浜原発 3 号機で、再起動の直前に事故が頻発した問題について。

(1) 再稼働に向けて準備してきたにもかかわらず、再稼働の直前に事故・故障を繰り返し起こしていることは重大である。

A 封水注入フィルターからの冷却水漏えい事故（2022 年 8 月 1 日）について、同年 10 月の福井県原子力安全専門委員会（以下、専門委）で西村正美規制委総括調整官は、「現在確認中である」と答弁した。関電を厳しくチェックすべき原子力規制委員会（以下、規制委）が、事故原因が究明されていないのに再稼働を許すことなどあってはならないことである。

また、A アキュムレータ（蓄圧タンク）圧力低警報（同年 8 月 21 日）が発信したため「保安規定第 51 条の運転上の制限を逸脱」と発表。このタンクは、重大事故が発生したとき、原子炉にホウ酸水を注入し、炉を停止させる重要な機器にもかかわらず、原因は定期検査時の作業ミスで、安全弁に衝撃が加わり、警報が出る動作設定値がズレたためという。これが事実なら、お粗末極まりない事故で、定期検査技術が、相当低下していると思えない。定期検査体制と技術の見直しが必要である。

これらについて、同専門委で、山本章夫委員（名古屋大学、原子力工学）は、「今日ご説明いただいた資料はあまりにもダイジェストすぎて中身がわからないので、もう少し詳細な情報についてご説明いただきたい」と発言した。これは、事故について委員の理解が得られていないことを示している。委員の指摘の後も詳しい説明は行われていない。原因究明と議論が尽くされておらず、到底再稼働が認められる状況ではなかったことは明らかである。

福井県の原子力安全対策課（以下、原安課）の山本晃弘参事は、「力量不足の問題は、非常に重要だと考えている。ベテランの経験豊かな方は、すでにリタイアされていく中で、若手にどう技術継承していくのかは、ものすごく大きな問題だと思っている」と述べた。しかし、対策は基本的に関電がやることだとした。

こうした事故があったときには、まず原因究明を徹底して行い、それが明らかとなった上で再発防止策を含め、県民説明会を行い県民の理解を得た上で再稼働について判断すべきである。よって、再稼働先にありきの県の対応は改めるよう求める。

(2) 際限なく繰り返される事故、品質管理は下請けまかせで、関電は安全確認しない体質が常態化している。

藤野秀則委員（福井県立大学、安全管理）は、「ルールを守っていない適さないやつがいる。だからそういったことがないように皆さん意識を入れ直している、という精神論的な話だ」と指摘。「ルール遵守」で、安全性が維持されるのか疑問である。

鞍谷文保委員（専門委委員長、機械力学・振動工学）は、「インタビューなどをして、

そのシステム（現場力向上の仕組み）づくりをしているのか、もう少し現場力が上がるような体制を整えているのか、社内で何かそういう検討会みたいなことを作られて何か議論されているのか」と質した。これに対して関電は、「現場力（定期検査の技術力）の向上は、始めたばかりだ」と答弁した。これは、現場力（定期検査技術）が低下していることを示しており、本当に十分な定期検査が行われたのかどうかは不明である。よって、定期検査以上の安全総点検を行うよう、国と関電に求めること。

山本雅代委員（仁愛大学、社会心理学）は、「現場の人の配置はどうなっているのか。適材適所で配置しているのか。その人は、作業能力をはかった上で、配置されているのか」と質問。また、黒崎健委員（京都大学、核燃料工学）は、「ソフト面、特に人材とか、知識の受け渡しとか、そういったところで、まだまだ改善の余地があるのではないか。それから 60 年超運転の話があって、技術者がどんどんいなくなっていく。その中でとても重要なことだと思う」と指摘した。こうした指摘に対して関電は明確な回答をしていない。

関電は下請け会社の技術者が少なくなっている中で、品質管理は下請けまかせで、関電社員はすべての安全を確認しておらず、事故が起こったら下請けの責任にし、福井県も安全・品質管理の責任は関電にあるとし、県には責任はないかのような態度に終始している。これでは、事故は際限なく繰り返されることになることを強く警告する。よって、定期検査に問題がないか第三者の検証が必要であり、関電に対し、全ての定期検査データと「工事計画書」および、「作業要領（書）」を公開するよう求めること。

2、高浜原発 4 号機の深刻な原子炉自動停止（「PR 中性子束急減トリップ」）など、頻発する高浜原発の事故・故障問題について

関電は、2022 年 11 月 4 日高浜原発 4 号を再稼働させた。高浜 4 号はこの間、安全上極めて重要な設備で事故を繰り返している。同年 7 月 8 日に、蒸気発生器細管の 12 本で減肉損傷事故が発生。原子炉を起動しようとしていた同年 10 月 21 日に加圧器逃がし弁の出口温度が高温となる事故。そして同 30 日、高浜 4 号用でもある同 3 号の非常用ディーゼル発電機が起動不能となる事故を起こした。本来、運転再開を中止した上で、事故原因の究明と対策を徹底し、県民に説明する責任があった。しかし、規制委と県は全ての事故について、まともな調査もしないまま運転を認めた。運転を最優先させる、関電の変わらぬ安全無視の行為が、深刻な原子炉トリップ事故を招いたもので、強く抗議するものである。

（1）原子炉冷却に失敗する事故が同時に起きれば、福島事故の二の舞になっていた。

関電は事故後、「PR 中性子束急減トリップ」の警報が発信する可能性がある要因として、制御棒の挿入、炉心状態の急変もしくは中性子検出器の不具合などが考えられるため、事故前後のプラントパラメータの調査や中性子検出器、制御棒駆動装置の点検等を実施。警報発信時のパラメータを確認した結果、制御棒が実際に挿入されたことにより、4 つのうち 2 つの中性子検出器の指示値が大きく低下し、警報発信に至った可能性があることを確認したと発表した。

関電は、原子炉自動停止の約 15 時間前に駆動装置の異常を知らせる警報が鳴り、制御棒を固定する器具 2 カ所のうち 1 カ所で電圧が通常より低いことが判明したため、詳細点検していたと公表。この時点で、原子炉を停止させる作業に入っていれば、原子炉トリップは、回避できたはずである。原子炉トリップ信号による制御棒の挿入で、炉の核分裂反応は停止しても、炉心の膨大な崩壊熱を取りのぞく必要があり、原子炉冷却に失敗する事故が同時に起きれば、福島事故の二の舞になっていた。

よって県は、原因究明を徹底して行い、それが明らかとなった上で再発防止策を含め、県民説明会を行い県民の理解を得た上で再稼働について判断するよう求める。

また、1 月 31 日の専門委で、泉佳伸委員（福井大学附属国際原子力工学研究所教授）も求めているプラントパラメータの公表に関電に求め、県民に公開すること。

(2) 高浜原発 1、2 号機 海水電解装置建屋の火災と原子力規制行政について

関電は 2022 年 12 月 9 日、高浜原発 1、2 号機の海水電解装置建屋（非管理区域・屋外）で、火災が発生した事故について、作業状況を確認した結果、同建屋 2 階にある電気盤の点検作業完了後、電源を復旧する際に、作業のために取り付けていた接地器具を取り外すべきところ、取り外さずに電源を復旧したため、過電流が流れ、接地器具の被覆から発火したと公表した。この事故について関電は専門委で、設備管理のいっさいを協力会社に委託していて、ルールの逸脱があったと説明。しかし、作業確認で接地抵抗を測定するだけで事故は防げたものである。これについて専門委の西本和俊委員（大阪大学名誉教授）は、「高度な安全性が要求される原子力プラントであっても、あってはならないような初歩的なミスも出ている」と指摘。QMS（品質マネジメントシステム）を導入している企業でも JAB（日本適合性認定協会）のような第三者評価機関の評価を採用していることを紹介し、その導入を求めた。

西本委員の求めに関電は、「より厳しい国の法令も基づいて検査を受けている」と、第三者評価機関の導入を否定した。しかし、政府は原発推進の機関であり、規制委もその政府の「原発回帰」の政策である「GX 実現に向けた基本方針」を閣議決定（2 月 10 日）したのと歩調を合わせ、「原発運転 60 年超案」を 2 月 13 日に決定しており、国民の生命と健康に責任を持つべき規制行政が、再び原発推進の圧力に屈することは許されない。

よって、規制委へは、原発推進行政や事業者からの独立性、意思決定の透明性、専門能力と職務への責任感をもって厳格な規制行政を行うよう求めること。

また関電へは、あらゆる意志決定に真の第三者評価機関の評価を採用して決定するよう求めること。

3、「原発回帰」の閣議決定「GX 基本方針」と原発関連「束ね法案」について

NPO 法人・原子力資料情報室によると、政府は、今通常国会に、原子力基本法、電気事業法、原子炉等規制法、再処理等拠出金法、再生可能エネルギー特別措置法を 5 本の「束ね法案」として提出。とくに、現在は原則 40 年、最長 60 年と定めている枠組みを維

持したまま、規制委による安全審査で停止していた期間などに限り、追加の延長を認めること、既存の原発を最大限活用して温暖化ガスの排出削減と電力の安定供給、脱炭素に関わるとして、束ねて審議し、原発関連法の改悪案を「束ね法案」の中にまぎれこませ、強行しようとしている。

それによると、原発の新規建設について、その対象を「廃炉を決定した原発の敷地内」での「建て替え」などと表現。その他の建設も「今後の状況を踏まえて検討していく」としている。

運転期間については、福島原発事故を踏まえてつくられた現行の「原則40年」としたルールを変え、審査などによる長期停止期間を運転年数から除外し、現行「最大60年」を超える運転を可能になる。仮に審査で10年から20年停止していれば、70年から80年まで運転できることになる。

政府はまた、原発の使用済み核燃料から出る高レベル放射性廃棄物（核のごみ）の最終処分の選定に関する閣僚会議を開き、「政府の責任」を明記した基本方針の改定案をまとめた。「GX実現の基本方針」で将来にわたって核のごみを増やし続ける一方、改悪案は、自治体が選定にかかわる調査を受け入れる前から検討を申し入れるなど、上からの動きを強めようとしている。このような福島事故の教訓を忘れ、国民的な議論もなく財界・産業界の要求を丸呑みにした決定は許されない。

よって国に対し、「原発回帰」の閣議決定の撤回と、「束ね法案」の国会への提出はやめるよう求めること。

4、避難計画の不備で具体的危険があることについて。

水戸地方裁判所は2021年3月18日、「原発の安全性は、第1層から第5層を確保することにより図るものとされている。いずれかが欠落していれば、その原発は安全とは言えず、周辺住民の人格権が侵害される具体的危険がある」として、避難計画に実効性がないもとでは東海第二原発の運転は認められないとの判決を出した。

国際原子力機関（IAEA）が求める深層防護の考え方は、レベル1～3（事故の抑制）レベル4（重大事故の抑制）からレベル5（住民避難など緊急時計画）までである（表3）。

レベル5は最後の砦で、この対策がしっかりできていなければ運転は認められない。それが国際標準で、アメリカのショーラム原発は、避難計画の不備により廃炉（1989年）になった。

福井県の避難計画は、避難場所や経路に他の原発周辺エリアが含まれ、巨大地震での同時多発的原発事故を想定したルートが策定されておらず、深層防護の第5層である避難計画の設定に実効性がない。

よって、国や規制委、関電に対し、実効性ある避難計画が策定され、避難訓練で県民が安全に避難できることが確認されるまで、原発の運転は認めないよう求めること。

5、次世代革新炉の開発・建設について

「GX実現の基本方針」で示された次世代革新炉の開発・建設について、経済産業省総合エネルギー調査会の電力・ガス事業分科会、原子力小委員会「革新炉ワーキンググループ」の第4回会合（2022年7月）によれば、2030年代半ばまでに運転開始をめざすという。三菱重工業のパンフによれば、革新軽水炉 SRZ-1200（加圧水型軽水炉 電気出力121万kW）の主な特徴は、①プラント供用期間80年以上をめざす。②熔融炉心対策としてコアキャッチャーを設置。③格納容器外部遮蔽壁により航空機衝突に対する耐性を有するとし、②と③は現行のヨーロッパ標準仕様の軽水炉と同等と記載されている。

コアキャッチャーとは、現行軽水炉では燃料棒など、高温の熔融物を水中に落とすこととしているが、水蒸気爆発で格納容器が破損し、放射性物質が外部に放出の恐れがある。そこで、次世代革新炉では耐火物でできたコアキャッチャーを設置し、熔融物を受け止め、流して固めるもので、水蒸気爆発を回避し、熔融物固化で放射性物質放出を抑制可能としている。

しかし、革新軽水炉も安全性や経済性に問題がある。コアキャッチャーの設置は、炉心熔融事故を防止できないからであり、最近のヨーロッパにおける軽水炉の建設コストは、1基あたり1兆円を超す。関電など事業者が、経済性がないと判断すれば、結果的に国の税金が投入されることとなり、それらはすべて住民負担となる。

現在のエネルギーの逼迫は、福島原発事故以降の政権が、事故の教訓を生かさず、原発の延命・推進にこだわり、再生可能エネルギーへの転換をおこたった結果である。仮に、原発事業者に投入された補助金が、再生可能エネルギーを利用する電源、大容量の蓄電池、省エネ機器の開発と普及に使われていれば、原発の危険や不安のない社会が実現できたはずである。日本は、太陽光、風力、水力、地熱などが豊富にある。それらを活用すれば、核燃料、化石燃料の必要のない社会を実現し、世界をリードできたはずである。

よって国に対し、そうした方向へ政策転換するよう求めること。

6、重大事故を引き起こす、美浜3号機の運転は中止すべき

老朽原発は、長年の運転により、320℃で160気圧という高温・高圧の水蒸気が流れる主蒸気管が侵食・腐食され、また、冷却配管や機器でも熱疲労や金属疲労、応力腐食割れなどの損傷や亀裂が起きる危険性が高まっている。

こうした事故・故障は、完全に防ぎきれものではない。それは、原発システムの構造そのものが高度かつ複雑であるということ、また、保守点検の完全実行の難しさに加え、電力会社の安全意識の緩みと欠如、さらに、放射線被ばくをとまなう危険な作業は下請けに押し付けるという体質によるものと考えられる。

よって、老朽原発の再稼働は認められない。重大事故につながる美浜3号機の運転は中止すべきである。そのうえで、関電は当面のこととして、事故原因を徹底的に調査し、机上の確認に止めず、その結果を関電の全ての原発に水平展開し、定期検査以上の安全総点

検を行い住民に明らかにすべきである。そうすれば、美浜 3 号機は危険で、動かすことはできないと分かるはずである。

よって、国や関電に、定期検査以上の安全総点検を求めること。

以上